



〈目標15〉 陸上の資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標15の主な内容

- 2020年までに、生物多様性と生態系の価値を国や地方の計画策定、開発プロセスや貧困削減のための戦略・会計に組み込む。
- 2020年までに、森林の持続可能な経営を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復する。
- 2020年までに絶滅危惧種を保護し絶滅防止するための緊急かつ意味ある対策を講じる。
- 遺伝資源の利用から生じる利益の公平かつ衡平な配分と遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 動植物種の密猟や違法取引の撲滅のため緊急対策を講じ、違法野生生物製品の需要・供給に対処する。
- 砂漠化に対応し、劣化した土地・土壌を回復し、土地劣化に加担しない世界の実現に努める。

生物多様性と自然のめぐみ



私たちは生活に必要なあらゆるもの、自然の恵み(生態系サービス)から受け取っています。

(環境省:「こども環境白書2016」より)

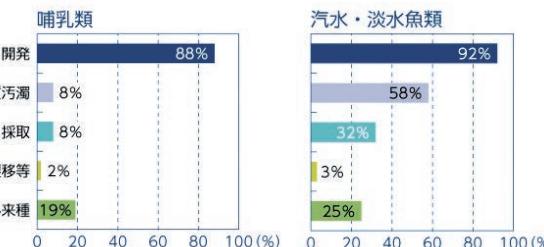
問題の背景

- 確認されている8,300の動物種のうち、8%が絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。
- 世界では毎年、1,300万ヘクタールの森林が失われています。
- 世界の約16億人(うち約7,000万人が先住民族)が、森林に依存して生計を立てています。
- 毎年、干ばつや砂漠化によって、穀物栽培で2,000万トンに相当する1,200haの農地(1分当たり23ha)が失われています。

日本の状況

- 現在9万種以上の生きものの生息が確認され、そのうち3,155種が環境省により絶滅危惧種に指定されています。
- 現在2,000種類以上の外来生物がすみつき、日本固有の在来生物の種と生態系が脅かされています。
- 農業用殺虫剤の影響等により、赤とんぼの代表的な種であるアキアカネの数が1989年から2009年の20年間で100分の1に減少しました。
- 農地面積は住宅地などへの転用や荒廃農地の発生により、最大時の昭和36年(約608ha)に比べて、平成27年には約449haと、約159ha減少しました。
- 1960年以降、木材輸入の拡大により国内林業は衰退し、放置された人工林が荒廃しています。
- 干潟の面積は、1945年から1994年までの間に約4割減少しています。

日本での絶滅危惧種の減少要因



開発、水質汚濁、違法な捕獲、外来種など、人間の社会経済活動が、生物の生息に大きな影響を及ぼしています。また、世界における生物多様性を脅かす要因として、インフラ整備、農地への転換、生息域の分断化、地球温暖化の進行等の脅威が指摘されており、今後もこの傾向は拡大すると考えられています。

(環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書(平成24年版)」より)

地域からのヒント

昔、琵琶湖周辺の田んぼは、エサのプランクトンが豊富で外敵も少なく、ニゴロブナやナマズなどの魚にとって絶好の産卵・繁殖場所でした。滋賀県では今、開発によってコンクリートの排水路が作られたことで失われた琵琶湖と田んぼとのつながりを、魚道によって再生し、いきもの豊かな田んぼを取り戻すことを目指す「魚のゆりかご水田プロジェクト」が、農家や都市住民、企業、学生、自治体など多様な人たちによって進められています。



魚道での観察会(魚つかみ)の様子
(写真提供:須原魚のゆりかご水田協議会)